

浦安市運動公園総合体育館・屋内水泳プール使用料金表

平成26年4月1日現在

I 専用使用料

●総合体育館

区分	営利を目的としない場合(市内者)		営利を目的とする場合(市内者)		
	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	
	一般	小・中学生		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
メインアリーナ					
① 9:00~11:00	5,610	2,800	11,230	56,160	112,320
② 11:00~13:00	5,610	2,800	11,230	56,160	112,320
③ 13:00~15:00	7,020	3,510	14,040	70,150	140,300
④ 15:00~17:00	7,020	3,510	14,040	70,150	140,300
⑤ 17:00~19:00	8,420	4,210	16,840	84,240	168,480
⑥ 19:00~21:00	8,420	4,210	16,840	84,240	168,480
サブアリーナ					
① 9:00~11:00	2,240	1,120	4,490	22,430	44,850
② 11:00~13:00	2,240	1,120	4,490	22,430	44,850
③ 13:00~15:00	2,800	1,400	5,610	28,080	56,160
④ 15:00~17:00	2,800	1,400	5,610	28,080	56,160
⑤ 17:00~19:00	3,360	1,680	6,720	33,640	67,270
⑥ 19:00~21:00	3,360	1,680	6,720	33,640	67,270

※1. メインアリーナを分割して使用する場合は使用料の額は3分の2、2分の1、3分の1、4分の1となります。

※2. サブアリーナを分割して使用する場合は使用料の額は2分の1となります。

※3. 市外者登録の使用料は上記の5割増となります。

●屋内水泳プール

区分	2時間
25メートルプール(1コース)	
一般	3,240
中学生以下	1,620
多目的プール(全面)	
一般	10,800
中学生以下	5,400
控室・和室	
一般	640
中学生以下	320

※1. 多目的プールを分割して使用する場合は使用料の額は2分の1となります。

※2. 市外者登録の使用料は上記の5割増となります。

II 個人使用料

●総合体育館

区分	1時間	2時間
一般(市内者)	160	320
一般(市外者)	230	480
小・中学生(市内者)	70	160
小・中学生(市外者)	100	230

※1. 使用時間が超えた場合は30分毎に超過料金が必要です。

●屋内水泳プール

区分	期間	使用料	超過料金 30分毎	定期券		
				区分	1ヶ月	3ヶ月
一般	9/16~6/30	3時間/回	520	市内者	6,290	15,740
	7/1~9/15	2時間/回	520	市外者	8,400	22,030
		回数券(11回)	5,240	上記と同じ 左欄の超過料金と同じ		
60歳以上 障がい者	9/16~6/30	3時間/回	270	市内者	3,210	8,020
	7/1~9/15	2時間/回	270	市外者	4,280	11,230
中学生以下		回数券(11回)	2,620	上記と同じ 左欄の超過料金と同じ		

※使用料には、消費税相当額が加算されています。

区分	一般	小・中学生
第一・第二武道場・弓道場		
① 9:00~11:00	1,120	560
② 11:00~13:00	1,120	560
③ 13:00~15:00	1,410	700
④ 15:00~17:00	1,410	700
⑤ 17:00~19:00	1,680	840
⑥ 19:00~21:00	1,680	840
多目的室		
① 9:00~11:00	570	280
② 11:00~13:00	570	280
③ 13:00~15:00	700	350
④ 15:00~17:00	700	350
⑤ 17:00~19:00	850	430
⑥ 19:00~21:00	850	430
卓球室・卓球コーナー		
① 9:00~11:00	700	350
② 11:00~13:00	700	350
③ 13:00~15:00	850	430
④ 15:00~17:00	850	430
⑤ 17:00~19:00	980	480
⑥ 19:00~21:00	980	480
会議室・研修室		
区分	1時間につき	
9:00~13:00	430	210
13:00~17:00	490	240
17:00~21:00	640	320

※1. 会議室を分割して使用する場合は使用料の額は3分の1、3分の2となります。

※2. 市外者登録の使用料は上記の5割増となります。